

佐賀県公共ネットワークニュー寺元ビル接続に係る回線サービス仕様書

1 適用

本仕様書は、佐賀県が発注する「佐賀県公共ネットワークニュー寺元ビル接続に係る回線サービス契約」（以下「本契約」という）に適用する。

2 事業概要

本契約は、佐賀県庁とニュー寺元ビルを接続する為の電気通信役務の調達を示すものである。

3 提供場所

本契約の提供場所は、以下のとおりとする。

佐賀県庁 ：佐賀県庁新館5階（佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号）

ニュー寺元ビル：佐賀県佐賀市中央本町1-10

4 電気通信役務の仕様

- (1) 佐賀県庁とニュー寺元ビルを接続する通信回線を提供することとし、接続方法はレイヤ2の広域イーサネットもしくは光ファイバの芯線貸しの方法によること。
- (2) 広域イーサネットの場合は、以下の仕様を満たす回線であること
 - (ア) 上り、下り共に最低100Mbpsの帯域を保証するものであること。
 - (イ) 提供に伴い、新たに光ファイバが必要な場合は、必要箇所に電気通信事業者（以下、「事業者」）が設置を行うこと。
 - (ウ) 事業者のバックボーン回線と（イ）の回線の接続にあたっては、地域IP網を経由せずに直接接続し、1ユーザで専有するサービスであること。
 - (エ) ネットワーク構築に伴い、佐賀県情報系ネットワーク及び佐賀県公共ネットワークの構成に変更、追加が発生しないこと。
 - (オ) 当該通信回線を使用するシステムにおいて、LAN側は、自由にIPアドレス設計が行えること。なお、LAN構成等の詳細は別紙「別添_ニュー寺元ビルネットワーク構成図」のとおりである。
 - (カ) 事業者にて、回線終端装置を提供することとし、回線終端装置は、県が自由に利用できる100BASE-TXのインターフェースを有すること。
 - (キ) 事業者が提供するレイヤはデータリンク層（レイヤ2）とし、マルチプロトコルに対応すること。また、佐賀県がネットワーク層（レイヤ3）以上を自由に利用できること。
 - (ク) 佐賀県が接続する端末の数に制限がないこと。
 - (ケ) 県が指定するVLAN（IEEE802.1Q）を設定でき、かつ、任意の識別子（tag）を透過できること。
- (3) 光ファイバの芯線貸しの場合は以下の仕様を満たすものであること。
 - (ア) シングルモードの光ファイバを1芯以上構成すること。
 - (イ) 提供に伴い、新たに成端箱が必要な場合は、必要箇所に事業者が設置を行うこと。

(ウ) 責任分界点の光コネクタは、SC コネクタ（メス）とすること。

(エ) 責任分界点となる光コネクタ（成端箱等）の設置場所は、県と協議のうえ決定するものとする。

(オ) 許容損失が 0～19dB のメディアコンバータを接続して、正常に通信が可能である品質の伝送損失であること。

5 電源及び設置場所

事業者がニュー寺元ビルに設置する提供設備の電源及び設置場所（ラック）は佐賀県で準備する。

6 サービス提供期間

(1) 令和 8 年 2 月 27 日までにサービスを開始すること。

(2) 事業者の約款に最低利用期間の定めがある場合は、当該約款の規定に従うものとする。

7 サービス提供に向けた作業

(1) 一般的留意事項

ア 作業の前に、施行の詳細について佐賀県と十分に打合せを行うものとする。

イ 作業において、提供設備、既設機器及びその他の設備の取扱いには十分な注意を払うこと。これらに損傷を与えた場合は、すべて事業者の負担において修理及び原型復旧するものとする。

ウ 事業者は、作業において佐賀県及び関係機関の平常業務への支障がないよう最大限の努力を払うこと。

エ 事業者は、必要に応じて施行予定箇所の調査を行い、各種作業に支障をきたさないようにすること。なお、調査を行う際は調査予定日の 7 日前までに、日時、場所、目的等を明記した書面を佐賀県に提出し、その承諾を受けること。ただし、急を要する場合は事前に佐賀県の承諾を受けた場合に限り、書面を省略することができる。

(2) 指示及び協議

作業にあたっては、事業者は対外折衝、技術及び施行の詳細な管理を行い、作業の円滑な遂行を図るとともに、その工法、工程についてはあらかじめ計画書を作成し、佐賀県と十分な打合せを行うものとする。

(3) 作業実施時期

ア 原則として、月曜日から金曜日までの 9 時から 17 時までの間に施行すること。ただし、各施設内の業務に支障を与える場合は、夜間、土曜日、日曜日及び祝祭日を利用して施行すること。

イ 夜間、土曜日、日曜日及び祝祭日を利用して施行する場合は、佐賀県と協議のうえ、その指示に従うこと。

8 サービス提供期間中の障害対応

- (1) 24 時間 365 日の障害受付・オンサイトによる障害対応を行うこと。
- (2) 障害対応の範囲は、広域イーサネットの場合は事業者が設置する回線終端装置まで、芯線貸しの場合は事業者が設置する光コネクタまでとする。
- (3) 回線障害時は、速やかに復旧することとし、障害内容及び作業内容を報告すること。
- (4) ネットワークメンテナンス工事等に伴うサービス停止については、3 週間以上前に通知すること。

9 一般的義務

- (1) 本契約に関するすべての作業において、厚生労働省に定める労働安全衛生規則に則り、常に安全確保に必要な措置を講じること。
- (2) 作業の安全対策については、常に作業の安全に留意し、現場管理を十分行い災害防止に努めなければならない。
- (3) 事業者は、業務上知り得た秘密を、第三者に漏洩してはならない。
- (4) 事業者は、個人情報を取り扱う場合は、別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、契約締結後速やかに個人情報の管理体制等について「個人情報の管理体制等報告書（様式 1）」により報告するものとし、個人情報の管理体制等に変更があった場合は、速やかに「個人情報の管理体制等変更報告書（様式 2）」により報告するものとする。
- (5) 事業者は、情報資産を取り扱う場合は、別記 2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 本仕様書に明示されていない事項又は、疑義が生じた場合は、佐賀県と事業者が協議の上、決定するものとし、事業者の一方的解釈によってはならない。